

2004（平成16）年6月4日
放送と人権等権利に関する委員会決定第23号

権利侵害申立てに関する委員会決定

放送と人権等権利に関する委員会
委員長 飽戸 弘

申立人 藤井 孝男
被申立人 株式会社テレビ朝日

I. 申立てに至る経緯

株式会社テレビ朝日（以下「テレビ朝日」又は「被申立人」という）は、2003年9月15日（月）午後9時から9時54分まで、「ビートたけしのTVタックル」第627回「あれから1年…日本の決断」を放送した。

テレビ朝日は、同番組中の「自民党総裁選と北朝鮮問題」において、自民党総裁選挙に立候補した4人の候補者がこれまで北朝鮮問題へどのように対応してきたかについての発言を紹介する放送をしたが、自由民主党所属の衆議院議員であって同党総裁選挙に立候補している申立人（以下「藤井議員」又は、「申立人」という）については、同年9月9日の候補者所信発表演説会の北朝鮮に関する発言の紹介に引き続き、1997年2月3日の衆議院予算委員会において西村真悟議員（当時新進党）が「横田めぐみという一人の13歳の少女が拉致されたというむごい事件に関して」との質問を開始した直後に藤井議員が「発言に気を付けろ」、「しっかり責任をもって発言しろよ」との不規則発言をしたと視聴者に認識される放送（以下「本件番組部分」という）をした。

藤井議員は、上記不規則発言は、全く関係のない映像を切り貼り編集した「やらせ」映像であり、藤井議員が北朝鮮に対する拉致問題では極めて消極的な態度をとっているとの印象を一般視聴者に与えるものであり、藤井議員の名誉を著しく毀損するとともに、総裁選挙（2003年9月8日告示、同月20日開票）の悪質な選挙妨害であるとして、テレビ朝日に対し嚴重抗議した。

テレビ朝日は、同年9月19日放送の「ニュースステーション」において他の総裁候補者と共に出演した藤井議員に特別に意見表明の機会を提供し、藤井議員は、「全くの事実無根であり、捏造と断言したい」との発言をした。さらに、テレビ朝日は、同

年10月6日の「ビートたけしのTVタックル」で「二つの場面が拉致問題に関する一連の議論であるとの認識で、直接繋げる編集を行ったため、藤井議員が横田めぐみさん拉致問題に対して不規則発言を行ったかのような誤った印象を視聴者に与える結果となったことについて心よりお詫び申し上げます」旨のお詫び放送をした。

その後テレビ朝日と藤井議員あるいは自民党との間で数回にわたり本件に関する話し合いがないし電話連絡がもたれたが、同年12月11日藤井議員からテレビ朝日を相手方として当委員会に対し、本件申立てがなされた。

II. 申立人の申立ての要旨

1. 放送局への要求（救済措置）

- ① 本件番組部分の企画（プレ・プロダクション）・取材制作・編集仕上げ（ポスト・プロダクション）の各過程の事実の詳細を当時作成された資料等を添付するなど客観的に書面で申立人に明らかにすること
- ② 申立人の名誉回復措置及び自民党総裁選における事実を歪曲する本件番組部分を放送して選挙の公正に不当な影響を与えたことに関して、申立人の了承する文章で放送を行うこと
- ③ 本件番組部分の放送に関与した被申立人の役職員の処分及び機構改革等の詳細の公表

2. 申立ての理由

- ① 申立人は、自由民主党所属の衆議院議員（岐阜4区・当選連続4回）であり、2003年9月20日に行われた自由民主党総裁選挙に立候補した著名な政治家である。
- ② テレビ朝日は、本件番組部分において、藤井議員が衆議院予算委員会において横田めぐみさんの実名を公表した西村真悟議員に対し、その発言を妨害するために不規則発言を繰り返したかのような印象を与える放送をしたが、西村議員の横田発言部分の映像と藤井議員の不規則発言の部分の映像は、全く関係のない映像を切り貼り編集した捏造である。
- ③ 本件番組部分の放映により、自民党総裁選挙に立候補しようとしている申立人があたかも北朝鮮による日本人拉致の事実を隠蔽するような態度をとった人物であり、今後自由民主党の総裁になったとしても北朝鮮に対する拉致問題では極めて消極的な態度をとる人物であるとの印象を一般視聴者に与えるものであり、報道機関に断じてあるまじき編集行為によって作出された本件番組部分の放送により、申立人は名誉を著しく毀損されると共に大変な侮辱を受けた。

- ④ 加えて、不当不正な編集による本件番組部分は、放送法の定める「政治的に公平であること」（3条の2第1項2号）及び「報道は事実をまげないですること」（同3号）に違背し、また、テレビ朝日が加盟する日本民間放送連盟の放送基準の定める「政治に関しては公正な立場を守り、一党一派に偏らないように注意する」（第2章（11））、「政治・経済に混乱を与えるおそれのある問題は慎重に取り扱う」（第2章（14））、「取材・編集にあたっては一方に偏るなど、視聴者に誤解を与えないように注意する」（第6章（34））にも違背することは明らかであり、さらには、テレビ朝日の「テレビ朝日放送基準」においても「テレビ朝日放送は、社会的責任と公共的使命を重んじ、不偏不党の立場に立って、真実を伝え、公正な姿勢を貫くとともに、放送の品位を高め、表現の自由を堅持する」とする高邁な理想にも違背することは明らかである。

Ⅲ. 被申立人の答弁の要旨

1. 本件番組部分の編集について

本件番組部分の編集担当者は、オリジナルテープではなく、本件番組が保存していた「横田めぐみさん拉致問題」、「加藤幹事長の北朝鮮への米（コメ）支援問題」、「不規則発言」の3箇所ダイジェスト保存版から編集した際、西村議員が「日本人7000人の所在が不明だ」との質問の時に藤井議員の不規則発言があったことから、同じ日本人拉致に関する一連の質問であると誤った認識で編集した。

VTRをチェックしたプロデューサー、ディレクターとも、質問と不規則発言の間に約10分間の質疑があったことに気がつかず放送に至ってしまった。このため、藤井議員が「横田めぐみさん拉致に対して不規則発言した」かのような誤った印象を視聴者に与えてしまった。

テレビ朝日の担当者が組織的に行ったことはなく、かつあえて事実を曲げるような意図はなく、全くの思い違いによる「誤った編集」だった。

2. 是正措置と謝罪、名誉回復措置

テレビ朝日は、2003年9月19日放送の「ニュースステーション」において藤井議員に意見表明の機会を提供し、同年10月6日の「ビートたけしのTVタックル」で「二つの場面が拉致問題に関する一連の議論であるとの認識で、直接繋げる編集を行ったため、藤井議員が横田めぐみさん拉致問題に対して不規則発言を行ったかのような誤った印象を視聴者に与える結果となったことについて心よりお詫び申し上げます」旨のお詫び放送をした。

さらに、テレビ朝日は、申立人による本件申立後の2004年2月19日、広瀬社

長が系列社長会で「誤った編集」と謝罪した。そして、同年3月7日放送の「はい！テレビ朝日です」において、藤井議員の抗議を踏まえて確認してみると、野党議員が横田めぐみさんの名前を出して質問しているとき、藤井議員は席にいなかったこと、拉致問題と藤井議員の不規則発言との間には10分間の質疑があったこと、担当スタッフはこの場面を編集する際、オリジナルテープではなく、番組で保存していたダイジェスト版から編集したため、間に質疑があったことに気付かず直接繋いでしまったこと、チェック体制が不十分であったことから、このような誤った編集のまま放送に至ったこと等一連の経緯を説明した上で謝罪した。

IV. 委員会の判断

本委員会は、申立人の申立書、被申立人の答弁書、申立人の答弁書に対する反論書、反論書に対する再答弁書を検討するとともに、被申立人から提出された当該番組の放送録画を視聴し審理した。また、申立人及び被申立人から事情を聴取した上、以下のとおり判断する。

1. 本件番組部分の放送による申立人の名誉権侵害について

テレビ朝日は、2003年9月15日（月）午後9時から9時54分まで、「ビートたけしのTVタックル」第627回「あれから1年…日本の決断」を放送し、同番組の「自民党総裁選と北朝鮮問題」（本件番組部分）において、自民党総裁選挙に立候補した4人の候補者がこれまで北朝鮮問題へどのように対応してきたかについての発言を紹介する放送をした。

同放送中において、テレビ朝日は、自由民主党所属の衆議院議員であって同党総裁選挙に立候補している藤井議員については、同年9月9日の候補者所信発表演説会の北朝鮮に関する発言の紹介に引続き、1997年2月3日の衆議院予算委員会において西村真悟議員（当時新進党）が「横田めぐみという一人の13歳の少女が拉致されたというむごい事件に関して」との質問を開始した直後に藤井議員が「発言に気を付けろ」、「しっかり責任をもって発言しろよ」との不規則発言をした放送（本件番組部分）をしたため、視聴者に藤井議員が横田めぐみさん拉致問題に対して不規則発言を行ったと認識させた。

しかし、西村議員が横田めぐみさんの名前を出して質問しているとき、藤井議員は席に不在であり、拉致問題と藤井議員の不規則発言との間にはこの問題についての10分間の質疑と米支援問題の質疑があったから、西村議員の横田めぐみさんに関する質問に対し藤井議員が不規則発言をした事実は存在しなかった。

したがって、テレビ朝日は、藤井議員が西村議員の横田めぐみさんに関する質問に

対し不規則発言した事実が存在しないのに、本件番組部分が放送されたことにより、同放送の視聴者に藤井議員は北朝鮮による日本人拉致の事実消极的であり、その事実を隠蔽するような態度をとった議員であるとの印象を与えた結果、藤井議員の社会的評価を低下させ、その名誉を侵害したと認められる。

2. 本件番組部分の放送に至る経緯と番組担当者の意図について

申立人は、本件番組部分は、西村議員の横田発言部分の映像と全く関係のない藤井議員の不規則発言の部分の映像を切り貼り編集した捏造である旨主張する。

本委員会における審理の結果によれば、本件番組部分は、同番組が保存していた、「横田めぐみさん拉致問題」、「加藤幹事長の北朝鮮への米支援問題」、「不規則発言」の3箇所のダイジェスト保存版を短縮編集して作成されたものであるが、編集に際し、西村議員の前記1. 認定の「横田めぐみという一人の13歳の少女が拉致されたというむごい事件に関して」との質問と藤井議員の不規則発言との間には、横田めぐみさん問題についての質疑と米支援問題の質疑が10分間存在したのかかわらず、この質問に続けて、「日本人7000人の所在が不明だ」との質問の時にされた藤井議員の不規則発言を連続して編集したことに起因するものと認められるが、同じ日本人の所在不明に関する質問であることから編集担当者において誤って編集したとするテレビ朝日の弁明も根拠がないと言い難く、故意に藤井議員が北朝鮮による日本人拉致の事実消极的であり、その事実を隠蔽するような態度をとった人物であるとの印象を一般視聴者に与える意図のもとに編集したとまで認めることはできない。

しかし、放送事業者は、放送番組の編集に当たり、事実をまげないで報道する法律上の責務を負うものであり（放送法第3条の2第1項第3号）、特にテレビ放送がその受け手である視聴者の視覚と聴覚を同時に刺激して鮮明な印象を与えるものであることに留意し、ダイジェスト保存版を短縮編集するに当たっては、細心の注意を払って編集すべきものであり、さらに編集されたVTRが事実即したものであるかについては、二重三重のチェック体制をとることが要請される。そして、本件番組部分のように、国会の審議における議員の不規則発言を放送する場合その不規則発言が質問者あるいは政府委員等などの発言に対応するものであるかについて確認すべき義務がある。これは短縮編集の基本であり、これを怠ったときは、たとえそれが編集担当者の誤った認識に起因するものであっても、テレビ放送事業者に放送番組の編集における重大な過失責任がある。

本件番組部分は、編集担当者が上記注意義務を怠ったのみならず、VTRをチェックしたプロデューサー、ディレクターとも、質問と不規則発言の間に約10分間の質疑があったことに気がつかず放送に至ったものであることはテレビ朝日の自認するところであり、テレビ朝日は重大な過失によって藤井議員の名誉を侵害する放送をした

ものといわざるを得ない。

3. テレビ朝日のとった名誉回復措置と今後の対応の必要性

テレビ朝日は、前記Ⅲ 2. のとおり、2003年9月19日放送の「ニュースステーション」において藤井議員に意見表明の機会を提供し、同年10月6日の「ビートたけしのTVタックル」で「二つの場面が拉致問題に関する一連の議論であるとの認識で、直接繋げる編集を行ったため、藤井議員が横田めぐみさん拉致問題に対して不規則発言を行ったかのような誤った印象を視聴者に与える結果となったことについて心よりお詫び申し上げます」旨のお詫び放送をし、2004年3月7日放送の「はい！テレビ朝日です」において、野党議員が横田めぐみさんの名前を出して質問しているとき、藤井議員は席にいなかったこと、拉致問題と藤井議員の不規則発言との間には10分間の質疑があったこと、担当スタッフはこの場面を編集する際、オリジナルテープではなく、番組で保存していたダイジェスト版から編集したため、間に質疑があったことに気付かず直接繋いでしまったこと、チェック体制が不十分であったことから、このような誤った編集のまま放送に至ったこと等一連の経緯を説明した上で謝罪したことが認められる。

したがって、藤井議員個人に対する名誉回復措置はとられたといえるのであって、前記Ⅱの1. ①及び②の救済措置が必要であるとまでは認められない。また、「③本件番組部分の放送に関与した被申立人の役職員の処分及び機構改革等の詳細の公表」のうち、前段の被申立人の役職員の処分は、放送事業者がその人事権限に基づいて行うべき事項であって、当委員会がなすべき救済の措置に当たらない。

しかし、本件放送後の一連の経緯に照らし、テレビ放送事業者としてとるべき本件放送に至る説明責任、同じ誤りを繰り返さないための社内体制の整備が十分とられているとはいえない。

本件番組部分は、前記2. において摘示したように、編集担当者が上記注意義務を怠ったのみならず、VTRをチェックしたプロデューサー、ディレクターとも、質問と不規則発言の間にこの問題についての約10分間の質疑と米支援問題の質疑があったことに気がつかず放送に至ったというテレビ朝日の重大な過失によって放送されたものであり、何故にかかる事態を招来したかについてその原因を究明し、視聴者に説明する責任があり、かつ、今後このような誤りを繰り返さないための改善措置として必要な社内体制の整備をする必要がある。

4. 結論と措置

本委員会は、放送倫理・番組向上機構の「放送事業の公共性と社会的影響の重大性に鑑み、言論と表現の自由を確保しつつ、視聴者の基本的人権を擁護するため、放送

への苦情、特に人権や青少年と放送の問題に対して、自主的に、独立した第三者の立場から迅速、的確に対応し、正確な放送と放送倫理の高揚に寄与する」(同機構規約第3条)という目的達成のために設けられた委員会であり、本件番組部分の放送により名誉を侵害された申立人に対して名誉回復措置がとられたとしても、上記目的達成のために必要とする措置を勧告する責務を有する。

本委員会は、テレビ朝日に対し、本委員会の本決定の主旨を放送するとともに社内に徹底し、改善措置として社内体制の整備を図り、正確な放送に努めるよう勧告する。

V. 審理経過

審理経過は以下の通りである。

年 月 日	審 理 内 容
2003. 12. 11	放送倫理・番組向上機構宛にFAXで「申立書」
12. 12	「申立書」を当該局へ、合わせて経緯説明と放送VTRを要請
12. 16	当該局から経緯説明文とVTR届く 委員会、審理要請を検討 受理事案とする
2004. 1. 20	委員会、「話し合い」の意向の有無を確認へ
2. 4	申立人側、「手直し申立書」（宛先をBRCに変更）を提出 この「申立書」を当該局に送付、「答弁書」を要請
2. 12	当該局から「答弁書」を受理
2. 17	委員会、審理入りを正式決定 「答弁書」を申立人へ送付、「反論書」を要請
2. 27	申立人から「反論書」を受理 被申立人へ「反論書」を送付、「再答弁書」を要請
3. 11	被申立人から「再答弁書」を受理
3. 16	委員会審理、起草委員を決める
4. 12	申立人側「反論書（補充）」を提出
4. 20	委員会審理、次回ヒアリングを決める
5. 6	起草委員会
5. 18	委員会、ヒアリングと審理
5. 25	持ち回り委員会、委員会決定了承
6. 4	通知・公表